

## あなたの知識・経験を活かしてみませんか！！

### シルバー人材センターとは

- ❁ センターは、定年退職者などの高齢者に、そのライフスタイルに合わせた「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な就業」を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と、活性化に貢献しています。
- ❁ センターは、原則として市町村単位に置かれており、国や地方公共団体の高齢社会対策を支える重要な組織として、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づいて事業を行う、千葉県知事の認定を受けた公益法人です。
- ❁ センターは、「自主・自立、共働・共助」の理念に基づき、会員の総意と主体的な参画により運営する組織です。

### 求人企業の皆様へ！！ [高齢者を活用してみませんか]

- ❁ **知識・経験が豊富**で元気な高齢者（60歳以上）を派遣致します。
- ❁ 有資格者で高度な**スキルをもった会員**を事業主のニーズに合わせ紹介致します。
- ❁ 「**臨時的・短期的**な就業（月10日程度以内）またはその他軽易な業務（週20時間未満）」の就業になり、短期的、短時間の労働力を提供致します。
- ❁ 公益的・公共団体ですので、**安心**してご発注していただけます。

必要な  
時 に

必要な  
時 間

必要な  
人 材

企業の皆様へ！！  
シルバー人材センターを  
利用すると！！  
★★★★★  
メリットがあります

\* \* \* \* \* お電話お待ちしております！！ \* \* \* \* \*

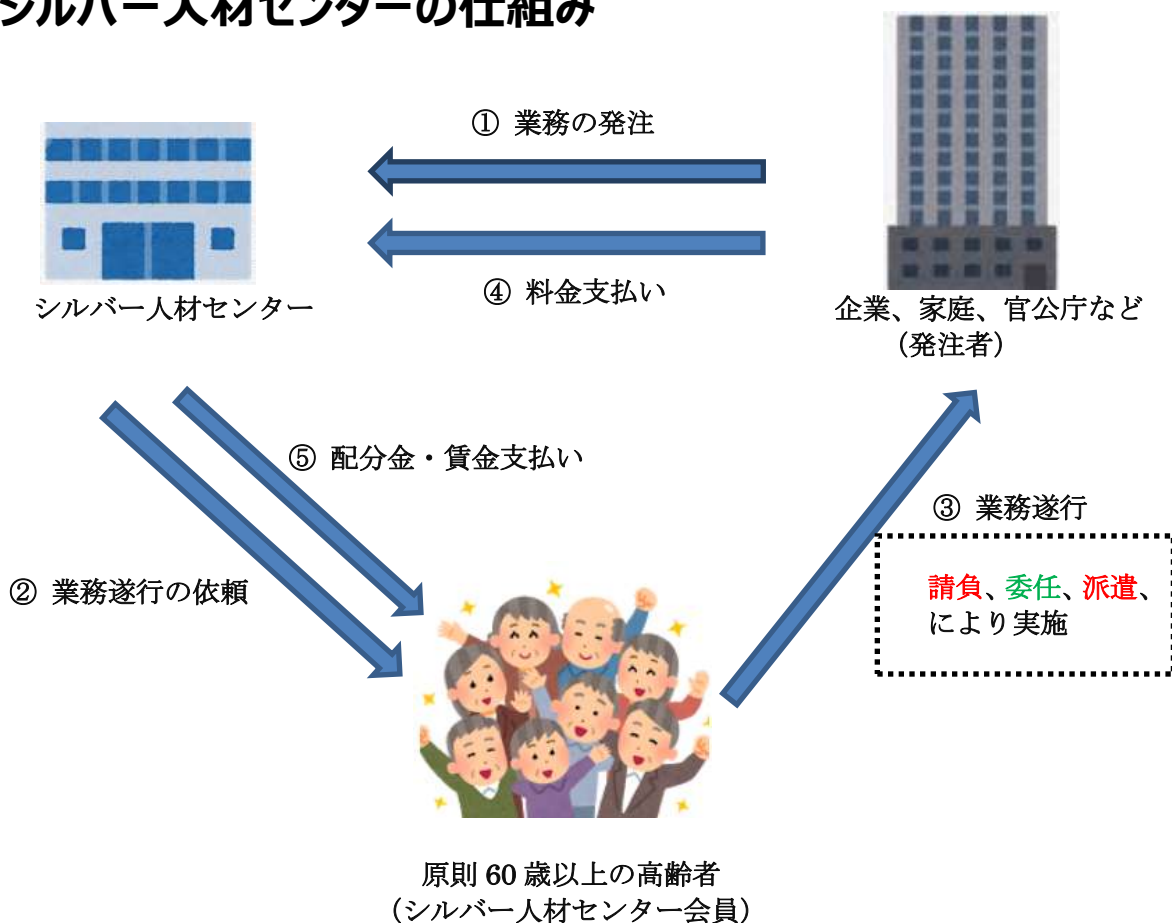
【お問い合わせ先】

公益社団法人 千葉県シルバー人材センター連合会

電話：043-227-5112 FAX：043-227-5197 Mail：[chibaren@sjc.ne.jp](mailto:chibaren@sjc.ne.jp)

# シルバー人材センターで働く高齢者の多様な就業形態！！

## シルバー人材センターの仕組み



## 請負・委任による受託と派遣との違い

内容	請負・委任	派遣
雇用関係	雇用関係はありません	シルバー人材センター連合会と雇用関係があります
指揮命令権	指揮命令権はありません	事業所に指揮命令権があります
労災保険	非適用	適用 (シルバー連合会で加入します)
メリット	(メリット) 必要な書類はシルバー人材センターで作成するため、発注者は電話 1 本で仕事の依頼できるという簡便さがあります	(メリット) 発注者に指揮命令権があり、従業員と同じような感覚でご利用になれます また、労災保険以外の社会保険は適用されませんので、その分経費は抑えられます

### 【お問い合わせ先】

公益社団法人千葉県シルバー人材センター連合会

電話：043-227-5112 FAX：043-227-5197 Mail：[chibaren@sjc.ne.jp](mailto:chibaren@sjc.ne.jp)